



令和6年3月1日（金） 第10178号

■ 目 次

	ページ
規 則	
○群馬会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（財産有効活用課）	2
○群馬県都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関する規則の一部を改正する規則（建築課）	2
告 示	
○令和6年度及び令和7年度において県が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項等の告示の一部改正（建設企画課）	3
○令和6年度及び令和7年度において県が発注する建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等の委託業者に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項等の告示の一部改正（同）	3
公 告	
○土地改良区役員の退任の届出（農村整備課）	3
○令和6年二級建築士試験の実施（建築課）	3
○令和6年木造建築士試験の実施（同）	5
内水面漁場管理委員会指示	
○漁業法第120条第1項の規定等による指示の一部改正	6
○同	6
○同	6
病 院 管 理 規 程	
○群馬県病院局の処務等に関する規程の一部を改正する規程（病院局経営戦略課）	7

規則

群馬会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第四号

群馬会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬会館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和五十七年群馬県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「六月前」を「十二月前」に改める。

別表第一号の表音響設備の項中「一、九二〇円」を「三、五〇〇円」に、

カセットデッキ	一台	六三〇円
コンパクトディスクプレーヤー	一台	六三〇円
ミニディスクデッキ	一台	六三〇円
ハンド型ワイヤレスマイクロホン	一台	一、四九〇円
タイプイン型ワイヤレスマイクロホン	一台	一、四九〇円
再生機器	一台	八〇〇円
ワイヤレスマイクロホン	一台	一、八〇〇円
「五二〇円」を「七〇〇円」に、		
床上型マイクスタンド	一台	一〇〇円
卓上型マイクスタンド	一台	五〇円
はね返りスピーカー	一台	二〇〇円
マイクスタンド	一台	二〇〇円
はね返りスピーカー	一台	五〇〇円
サブウーハー	一台	一、〇〇〇円

を

に、

を

に改め

附則

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に使用の承認を得ている者の当該使用の承認に係る使用料の額については、なお従前の例による。

群馬県都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第五号

群馬県都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関する規則（平成二十四年群馬県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第45号

令和6年度及び令和7年度において県が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項等の告示（令和5年群馬県告示第282号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和6年3月1日

群馬県知事 山本 一 太

5を次のように改める。

5 申請の受付期間

- (1) 新規申請 令和6年4月1日（月）以降随時
- (2) 業種追加 別に定める期間

◎群馬県告示第46号

令和6年度及び令和7年度において県が発注する建設工事に係る調査・測量・コンサルタント等の委託業務に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項等の告示（令和5年群馬県告示第283号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和6年3月1日

群馬県知事 山本 一 太

5を次のように改める。

5 申請の受付期間

- (1) 新規申請 令和6年4月1日（月）以降随時
- (2) 業種追加 別に定める期間

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年3月1日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
沼田平	監 事	退 任	松永幸雄	沼田市上久屋町1231番地

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和6年二級建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により、公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。

令和6年3月1日

群馬県知事 山本 一 太

1 試験の期日及び時間

(1) 学科の試験 令和6年7月7日（日）

学科Ⅰ（建築計画）及び学科Ⅱ（建築法規） 10時10分～13時10分（3時間）

学科Ⅲ（建築構造）及び学科Ⅳ（建築施工） 14時20分～17時20分（3時間）

(2) 設計製図の試験 令和6年9月15日（日） 11時～16時（5時間）

2 試験の場所

(1) 学科の試験 高崎健康福祉大学 高崎市中大類町37-1

(2) 設計製図の試験 高崎健康福祉大学 高崎市中大類町37-1

3 試験の受験申込手続

(1) 受験申込受付の期間及び時間 令和6年4月1日（月）午前10時から同年15日（月）午後4時まで

(2) 受験申込方法 新規受験者を含めた全ての者が、インターネットによる受験申込を行うものとし、センターのホームページ（<https://www.jaic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

(3) インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合（身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等）には、令和6年4月8日（月）までにセンター本部に申し出ること。

4 学科の試験の免除の申請 学科の試験の免除の申請は、令和2年以降の学科の試験に合格した者のうち、合格年から令和5年までの設計製図の試験の受験回数が2回以内の者に限り行うことができる。

なお、免除の申請に当たっては、令和2年から令和5年までのいずれかの年の二級建築士試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）の受験番号を入力して行うこと。

5 受験票の交付等 受験票（受験番号、試験場等を明記したもの）は、原則として、学科の試験の受験票については令和6年6月21日（金）頃から、設計製図の試験の受験票については同年8月26日（月）頃から、受験有資格者にインターネットによる受験申込手続完了後から利用できる受験者専用ページにおいて交付する。

なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として、学科の試験の受験票については令和6年6月21日（金）頃から、設計製図の試験の受験票については同年8月26日（月）頃から、受験有資格者に発送する。

6 合格者の発表及び合否の通知 令和6年12月5日（木）（予定）。なお、学科の試験については、同年8月26日（月）（予定）。

合格者に合格の旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

合格者の受験番号をセンターのホームページに公表する。

7 合否判定基準等の公表 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準等をセンターのホームページに公表する。

8 その他

(1) 設計製図の試験の課題は、令和6年6月12日（水）頃からセンターのホームページにおいて公表する。

(2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和6年木造建築士試験を次のとおり実施する。
なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により、公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。

令和6年3月1日

群馬県知事 山本 一太

1 試験の期日及び時間

(1) 学科の試験 令和6年7月28日（日）

学科Ⅰ（建築計画）及び学科Ⅱ（建築法規） 10時10分～13時10分（3時間）

学科Ⅲ（建築構造）及び学科Ⅳ（建築施工） 14時20分～17時20分（3時間）

(2) 設計製図の試験 令和6年10月13日（日） 11時～16時（5時間）

2 試験の場所

(1) 学科の試験 グリーンドーム前橋 前橋市岩神町1-2-1

(2) 設計製図の試験 高崎健康福祉大学 高崎市中大類町37-1

3 試験の受験申込手続

(1) 受験申込受付の期間及び時間 令和6年4月1日（月）午前10時から同年15日（月）午後4時まで

(2) 受験申込方法 新規受験者を含めた全ての者が、インターネットによる受験申込を行うものとし、センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

(3) インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合（身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等）には、令和6年4月8日（月）までにセンター本部に申し出ること。

4 学科の試験の免除の申請 学科の試験の免除の申請は、令和2年以降の学科の試験に合格した者のうち、合格年から令和5年までの設計製図の試験の受験回数が2回以内の者に限り行うことができる。

なお、免除の申請に当たっては、令和2年から令和5年までのいずれかの年の木造建築士試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）の受験番号を入力して行うこと。

5 受験票の交付等 受験票（受験番号、試験場等を明記したものは、原則として、学科の試験の受験票については令和6年6月21日（金）頃から、設計製図の試験の受験票については同年9月26日（木）頃から、受験有資格者にインターネットによる受験申込手続き完了後から利用できる受験者専用ページにおいて交付する。

なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として、学科の試験の受験票については令和6年6月21日（金）頃から、設計製図の試験の受験票については同年9月26日（木）頃から、受験有資格者に発送する。

6 合格者の発表及び合否の通知 令和6年12月5日（木）（予定）。なお、学科の試験については、同年8月26日（月）（予定）。

合格者に合格の旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

合格者の受験番号をセンターのホームページに公表する。

7 合否判定基準等の公表 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準等をセンターのホームページに公表する。

8 その他

(1) 設計製図の試験の課題は、令和6年6月12日（水）頃からセンターのホームページにおいて公表する。

(2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

■ 内水面漁場管理委員会指示

◎群馬県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法第120条第1項の規定等による指示（令和4年群馬県内水面漁場管理委員会指示第1号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月1日

群馬県内水面漁場管理委員会会長 松 元 平 吉

2中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

◎群馬県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法第120条第1項の規定等による指示（令和4年群馬県内水面漁場管理委員会指示第2号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月1日

群馬県内水面漁場管理委員会会長 松 元 平 吉

2中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

◎群馬県内水面漁場管理委員会指示第3号

漁業法第120条第1項の規定等による指示（令和4年群馬県内水面漁場管理委員会指示第3号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月1日

群馬県内水面漁場管理委員会会長 松 元 平 吉

2中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

■ 病院管理規程

群馬県病院局の処務等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和六年三月一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県病院管理規程第一号

群馬県病院局の処務等に関する規程の一部を改正する規程

群馬県病院局の処務等に関する規程（平成十五年群馬県病院管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「關しては、」の下に「次条及び」を加える。

第二条の次に次の一条を加える。

（勤怠管理システムを利用した管理等）

第二条の二 次に掲げる管理等は、勤怠管理システム（電子計算機を利用して、職員
の服務に関する事務の処理を行うための情報処理組織で経営戦略課長が管理するも
のをいう。）を利用することにより行うことができる。

一 群馬県処務規程第十八条第二項の規定の例による出勤簿の管理

二 群馬県処務規程第三十五条第一項の規定の例により休暇簿により行う願い出

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
